

<所属所が積立貯金払込を報告する場合>

「積立貯金払込（異動）明細書」は、異動の有無にかかわらず毎月25日までに提出してください。

また、明細書に記載した新規加入者の「積立貯金申込書」を併せて提出してください。

なお、新規加入者で非課税貯蓄の適用を希望される場合は、非課税貯蓄の手続きが別途必要となりますので、隨時、共済組合出納室まで連絡してください。

<記入要領>

- 通知日、所属所長名を記入する。
- 「定額」または「特別」に○をつける。
- 該当月と所属所番号、所属所名を記入する。
- 内訳を記入する。

○内訳の事例

事例No.	異動の事由	組合員番号	名前	異動の内容
1	新規加入	123	共済 一郎	4月から、積立額3,000円で加入する。
2	額の変更	456	共済 太郎	4月から、積立額を20,000円に変更する。
3	中断	789	共済 花子	育児休業の開始により給与が支給されないため、4月から積立を中断する。
4	再開・額の変更	1011	共済 二郎	育児休業の終了により4月から積立を再開し、積立額を20,000円に変更する。
5	解約	1213	共済 月子	3月控除分の定額預入が最終となり、貯金を解約する。
6	退職	1415	共済 三郎	3月末で退職した。
7	退職	1617	共済 梅子	3月末で退職して任意継続組合員となり積立貯金も継続加入する。
8	番号変更・額の変更	1819	共済 四郎	4月から短期組合員に種別変更となり、組合員番号が「1819」に変わった。同時に、積立額を5,000円に変更する。
9	番号変更・額の変更・中断	2021	共済 五郎	4月から短期組合員に種別変更となり、組合員番号が「2021」に変わった。また、4月から積立額を5,000円に変更するが、給与が翌月払いとなり控除ができないので中断する。（5月から積立額5,000円で再開する。）
10	転入	2223	共済 桜子	A市から転入した。
11	転出	2425	共済 六郎	B町へ転出した。

様式第6号 積立貯金払込（異動）明細書

広島県市町村職員共済組合理事長様

下記のとおり振り込みますので通知します。
△△△△年 △△月 △△日

所属所長 ○○市長 ○○○○○

特別預入の場合は、当月払込額のみ記入し、前月払込額の記入は不要です。

定額	4月分	所属所番号	所属所名
特別	△△△	○○市	
当月払込額		5,058,000 円	
前月払込額		5,280,000 円	

内訳

異動の理由	組合員番号	名前	前月払込額 円	当月払込額 円	転入・転出所属所名	摘要
新規加入	123	共済 一郎	0	3,000		
額の変更	456	共済 太郎	10,000	20,000		
中断	789	共済 花子	30,000	0		育休開始
再開・額の変更	1011	共済 二郎	0	20,000		育休終了
解約	1213	共済 月子	30,000	0		
退職	1415	共済 三郎	50,000	0		
退職	1617	共済 梅子	50,000	0		継続加入
番号変更・額の変更	1819	共済 四郎	50,000	5,000		短期組合員へ
番号変更・額の変更・中断	2021	共済 五郎	50,000	0 (5,000)		短期組合員へ
転入	2223	共済 桜子	0	10,000	A市	
転出	2425	共済 六郎	10,000	0	B町	
計			280,000	58,000		

(注) 1 毎月の給料控除分（定額預入分）は定額に○印をつけ、特別預入分は特別に○印をつけてそれぞれ積立貯金払込（異動）明細書を作成する。
2 異動の理由欄には、定額預入の場合、新規加入・額の変更・中断・再開・解約・退職・転入・転出の別を記入し、特別預入の場合は特別預入と記入する。
3 定額預入の場合、払込額が前月と同額のとき（異動のないとき）は、内訳欄の記入を要しない。
4 摘要欄には、中断・再開の理由、継続加入等を記入する。